

## RNAV 運航承認基準の一部改正について

### 1. 改正の背景

国土交通省では、一定の航法能力を有する航空機による航行を前提とした広域航法（RNAV：aRea NAVigation）に関し、

○航法精度を指定するRNAV航行についての許可基準として「RNAV航行の許可基準及び審査要領（平成19年国空航第195号・国空機第249号。以下「許可基準」という。）」

○航法精度を指定しないRNAV運航についての承認基準として「RNAV運航承認基準（平成14年国空航第1372号・国空機第1395号。以下「承認基準」という。）」をそれぞれ策定しています。

航法精度を指定するRNAV進入方式であるRNP APCH航行については、本年2月に許可基準を改正しRNP APCH航行にかかる基準を設定したところですが、当該基準は承認通達に基づくRNAV（GNSS）進入にかかる運航承認基準を包含していることから、RNP APCH航行許可機についてはRNAV（GNSS）進入にかかる運航承認を免除する旨の承認基準の一部改正を行い、手続きを簡略化することにより運航者の負担軽減を図ることを検討しています。

### 2. 改正の内容

許可基準によるRNP APCH航行の許可を受けた航空機によりRNAV（GNSS）進入を実施する場合は、RNAV運航承認を義務づけないこととすることを検討しています。

### 3. 改正のスケジュール（予定）

通達・適用：8月下旬以降